近代日本における果物の普及に関する一考察

清水克志

I はじめに

果物類は多くの農作物の中でも適地適作の要求がとりわけ強いことから、産地が偏在する傾向が強い。そのため、長らく自然環境と人間の営みとの関係を主要なテーマとしてきた人文地理学、とりわけ農業地理学の分野において果樹産地の形成について検討が加えられてきた。代表的な地理学の研究としては柑橘類を扱った村上 1 、松村 2 、川久保 3 などの成果や果樹全般を扱った安藤 4 、内山 5 などの成果がある。ところが近代における果樹産地の形成を包括的に検討した例は少ない。

和仁皓明。は「食文化史的視点から、一つの食素材を調べようとする場合、その食素材が成立している社会的な基盤と、現代にいたる歴史的な経過を正しく理解することが不可欠である」と述べている。そして、野菜や果物の食文化は魚・肉類に関する食文化と同様、日常の食生活に密接に関係する食素材であるだけに、「現在の態様はその史的変遷と切り離しては考えられない。すなわち研究の要件として、その食素材がいつ頃から、どのような形で食用に供され、それは現代にどんな形で連結しているかという視点が求められる」と主張している。また和仁は、果物類に関する食文化史的な視点でまとめられた研究成果が少ないことを指摘し、その理由として、「現代の果物類が、カキ、ミカンなどの日本独自の果物を除いて、ほとんどが明治以降に導入された欧米品種そのものかまたは交配品種であって、通史的にみればいったん断絶しているせいであろう」と述べている。

本稿では、このような果物の普及に関する研究動向を踏まえ、明治初等段階での果物の生産量を広域的かつ 定量的に把握した上で、近代における果物の普及実態について、流通量の分析を中心に明らかにすることを目 的とする。それによって初めて近代における変化を意味づけることが可能になると考える。このような本稿の 視点と方法は、戦後の果樹主産地形成を位置づける上でも有意義な作業であると考えられる。

Ⅱ 日本における果物栽培の史的概観

今日の日本で生産されている果物は、穀物類や野菜類と同様、日本固有の植物を栽培化したものはきわめて少なく、シバグリから改良されたクリ(日本栗)やカキなどに限られる。その他の大部分の果物は海外から日本へ渡来したものである(表 1)。7世紀後半から8世紀後半にかけて編纂された「万葉集」にも、ウメやモモ、スモモ、ウメ、ナシ、タチバナ、カラタチなど、中国大陸から渡来した果物が数多く詠まれている 7 。ブドウは中国の華北地方で栽培されていた品種が鎌倉時代初期に甲斐国(現・山梨県)に入り、江戸時代に「甲州葡萄」として有名になったとされる 8 。またウンシュウ(温州 9)ミカンは、同じく中国の華中地方から九州へ伝来し、江戸時代初期には栽培化されていたものとされる 10 。

明治維新によって、欧米諸国の作物が導入されるようになると、リンゴや西洋ナシ、サクランボ(オウトウ)に加え、イチゴ、メロンなどの果実的野菜も次第に栽培が広まった 11 。

図1は、主要果樹の品目別生産割合を示したものである。「農商務統計表」に「果樹」の記載がみられるようになった1905 (明治38) 年における主要果樹の生産量は、42万トン程度に過ぎなかったが、1925 (大正

時 代	樹種
縄文時代	カキ、ブドウ、ヤマモモ、キイチゴ、クリ、クルミ、シイ、ハシバミ、カヤ
弥生時代	ナシ、ビワ、ウメ、モモ、スモモ、グミ
奈良時代	コウジ、タチバナ、ユズ、ナツメ、クワ、ムベ
平安時代	ダイダイ、ワリンゴ、カリン、アンズ、アケビ、トチ
鎌倉 ~安土桃山時代	クネンボ、コミカン、ブドウ[甲州ブドゥ]、ザクロ、イチョウ
江戸時代	ウンシュウミカン、キンカン、ブンタン、ビワ[唐ピワ]、マルメロ、 チュウゴクオウトウ、ユスラウメ、イチジク、サンショウ、バナナ、 パイナップル、パパイヤ、レイシ、スターフルーツ、リュウガン、 クルミ[テウチグルミ]
明治時代	オレンジ、レモン、ポンカン、メドラー、リンゴ [栽培リンゴ]、セイヨウナシ、モモ [水蜜桃]、オウトウ [甘果オウトウ、酸果オウトウ]、オリーブ、ストロベリー、ブドウ [ヨーロッパ系、アメリカ系]、キイチゴ [ブラックベリー、ラズベリー]、スグリ、アボカド、グアバ、パッションフルーツ、マンゴー、クルミ [ペルシャグルミ]、アーモンド、ピスタチオ
大正 ~昭和時代	グレープフルーツ、キウイフルーツ、ブルーベリー、アセロラ、ペカン

表1 日本における果物の伝来・栽培開始年代

(真田哲朗の資料をもとに一部改変)

14) 年には約70万トン、1935 (昭和10) 年には約120万トンにまで増加した。第二次世界大戦中は果樹生産が荒廃し、1945 (昭和20) 年は70万トンにまで激減した。戦後は果樹生産が復活の途をたどり、1979 (昭和54) 年には生産量は約680万トンでピークに達した。ところが1980年代にはオレンジの輸入自由化などの影響によって生産量は減少に転じた。2000年代以降は、高齢化と後継者不足などにより生産量の減少に歯止めが掛からず、2018 (平成30) 年の生産量は250万トン程度となっている。ちなみに果樹の国内自給率は、戦前から戦後しばらくは、さかんに海外輸出が行われていたため100~110%で推移していたが、1960年代以降は、輸入超となり1965年には90%、2017年には40%にまで落ち込んでいる。直近の2018年には、リンゴ75.6万トン (32%) とミカン77.4万トン (31%)、日本ナシ23.2万トン (10%)、カキ20.8万トン (10%)、ブドウ17.5万トン (7%)、モモ11.3万トン (5%)、ウメ11.2万トン (4%) の順に生産量が多いが、「農商務統計表」に果樹類の生産統計が記載され始めた1905 (明治38) 年の推移をみると、品目別生産割合も時代とともに大きく変化している。

すなわち、1905 年時点では、カキ 16.2 万トン(39%)、ミカン 8.7 万トン(21%)、ウメ 6.5 万トン(16%)、日本ナシ 5.7 万トン(14%)、リンゴ 2.3 万トン(5%)であり、明治以降に導入された西洋果樹のリンゴが 5 位に入ってはいるものの、1 位から 4 位は江戸時代以前から栽培されていた在来果樹が占めていた。ただし、在来果樹のうちカキやウメ、ビワなどは時代とともに、相対的な地位を大きく低下させた。同じ在来果樹でもミカンは、大正期以降、カキにかわって首位となり、1935(昭和 10)年の生産量は 44.2 万トンで、生産量全体の 37% を占めるまでになった。ミカンの生産量は第二次世界大戦以降急増し、1979(昭和 54)年には 361.8 万トン(53%)でピークに達し、その後は漸減し今日を迎えている。日本ナシの割合は減少傾向とはいえ、一貫して 10%前後の割合を維持している。

これらの在来果樹に対して、リンゴは大正期以降も順調に相対的な地位を向上させ、1940年代にはカキやナシを凌駕し、ミカンに次ぐ地位を獲得した。戦後から現代にかけて膨張から縮小へと激しく変動したミカンに対し、リンゴの生産量は堅調に推移し、近年の生産量はミカンと近似している。ブドウ、モモなどは、江戸時代以前から在来品種が栽培されてはいたものの、明治期に欧米から導入された外来品種が、主要な栽培品種

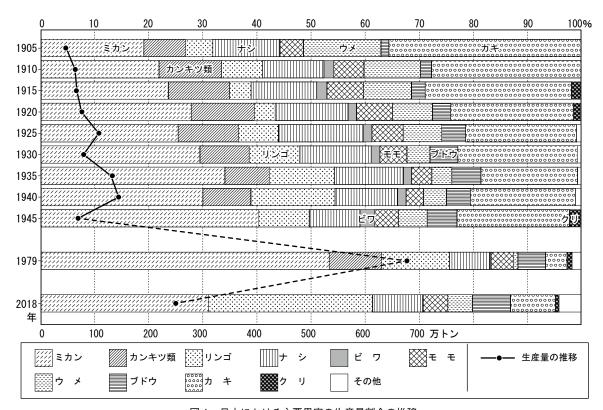


図1 日本における主要果実の生産量割合の推移 (各年の「農商務統計表」「農林省統計表」「農林水産省統計表」により作成)

となっていった品目であるため、リンゴや西洋ナシ、オウトウとともに西洋果樹と分類して差し支えない。ブドウの生産量は 1905 年には 0.7 万トン(1.6%)であったが 1925 年には 3.6 万トン(4.5%)まで急増し、戦後から現在にかけて 7%にまで増加した。モモの生産量は 1905 年には 2.0 万トン(4.8%)であったが 1925 年には 4.5 万トン(6.4%)へと増加し、戦後から現在にかけて 5%前後で推移している。オウトウと西洋ナシは第二次世界大戦以降に生産割合が増加した。

「農商務統計表」に果樹類の生産統計が記載され始めた1905年以降の生産割合の推移をみても、日本における果物の構成は時代とともに大きく変化していることがわかる。1905年の時点では在来果樹が大部分を占めていたものが、大正期以降に、西洋果樹の割合が次第に増加していることには注目を要する。

Ⅲ 外来果樹導入以前における日本の果物の様相

(1) 『農業全書』にみる日本の在来果物

江戸前期の農学者宮崎安貞が編纂し、1697 (元禄 10) 年に刊行された『農業全書』¹² の「巻之八 菓木之類」には、李 (すもゝ)、梅 (むめ)、杏 (あんず)、梨 (なし)、栗 (くり)、榛 (はしばみ)、柿 (柿、かき)、石榴 (じゃくろ)、櫻桃 (ゆすら)、楊梅 (やまもゝ)、桃 (もも)、枇杷 (びは)、葡萄 (ぶだう)、銀杏 (ぎんあん)、榧 (かや)、柑類 (かうるい)、山椒 (さんせう) の 17 品目が挿絵付きで収録されている。このほか同書「巻之三 菜之類」の「瓜の類」には、いわゆる果実的野菜である甜瓜 (あまうり) と西瓜 (すいくわ) が含まれている。なお、いわゆる柑橘類は「柑類」に一括されているが、6 種類の挿絵が描かれ、「蜜橘の類色々多し。柑 (くねんぽ)、柚 (ゆづ)、橙 (だいだい)、包橘 (かうじ)、枸櫞 (ぶしゅかん)、金橘 (きんかん)、此外、夏蜜橘、じやがたら、じやんぽ、すい柑子此等の類九種、漢土より取り来る事、日本紀に見えたり」と多数の品種が列挙されている。

本文の記載内容は、品種の選定、土壌の選び方、接ぎ木や移植、施肥の方法、収穫した実を長く貯蔵する方法など栽培法と貯蔵法に主限が置かれているが、果物の利用法に関する記述もみられる。たとえば、「杏仁」「桃仁」など、種子の中にある仁や、橘の皮を乾燥させた「青皮」を薬として利用する方法、熱湯にくぐらせたり火で燻したりする加熱処理を伴う方法、砂糖漬に加工する方法など、加工をせずにそのまま食す場合は、あえてその方法を記載しなかった可能性も考えられるが、いずれの果物も生食主体の今日的な利用法とは様相を大きく異にしている。また、甜瓜や西瓜のように多汁の果肉を生食する場合にも、単に、喉の渇きをうるおし甘みを得るだけでなく、「酒毒を解す」などさまざまな薬効の存在を認識していたこともわかる。つまり江戸時代の日本では、果物を生食することはきわめて稀であり、乾燥や燻製を含めた加熱処理した後に食していたことが示唆される。

(2) 『博物図 (第二図)』にみる日本の在来果物

次に、文部省が 1873 (明治 6) 年に発行した『博物図』 13 に記載された果物類について分析する。この『博物図』 はアメリカの M. ウィルソン & N. A. カルキンズの「School and Family Charts」中の植物図を参考にして作成した理科掛図であり、全国の小学校に配布された。

歌川派の絵師である長谷川竹葉は、輪郭線を銅版で描くなど新しい手法を取り入れつつ、浮世絵の版画の技術を活かして着色した色刷りの教材である。4枚シリーズのうち、果物類は『第二博物図』に該当し、国産の果実 48 品目と蓏果類つまりウリ科の果菜類 15 品目を描いたものである。同図の作成は明治期に入っているものの、採録された果物類は、江戸時代を通じて日本に普及していた在来果物とみなすことができよう。採録された国産の果実の内訳は以下の通りである。

【柑橘類:11】 柑(ミカム)、香橘(クネンボ)、櫞橘(タチバナ)、包橘(カウジ)、回青橙(タイタイ)、 柚(ユズ)、朱欒(ザボン)、佛手柑(ブシユカム)、枸櫞(マルブシユカム)、金橘(マルミキムカム)、金棗(ナガミキムカム)

[仁果類:4] 梨 (ナシ)、林檎 (リムゴ)、榠樝 (カリン)、榲桲 (マルメロ)

〔核果類:7〕梅(ウメ)、桃(モ、)、トガリモ、、油桃(ツバイモ、)、李(スモ、)、杏(アンズ)、 櫻桃(ユスラウメ)

〔漿果類・その他:13〕柿(カキ)、ハチヤガキ、葡萄(ブドウ)、枇杷(ビハ)、無花果(イチジユク)、 楊梅(ヤマモ、)、柘榴(ザクロ)、棗(ナツメ)、桑(クハ)、バライチゴ、アハイチゴ、 木半夏(ナツグミ)、野木瓜(ムベ)

[堅果類:8] 栗 (クリ)、芝栗 (シバクリ)、胡桃 (クルミ)、榛 (ハシバミ)、柯子 (シヒ)、榧 (カヤ)、枳椇 (ケンポナシ)、銀杏 (ギンナン)

同図の中にはごく短い解説文も以下の通り記載されている。

果実い其味或い甘、或い酸共二天然ノ美味ヲ具ヘテ、多クハ之ヲ生食シ、暑熱ノ醫シ、人身ニ滋養ノ効アリ。 殊二柑橘ハ腐敗スルコト遅クシテ年ヲ越ユベク、棗・柿・梅・杏・葡萄ノ如キハ乾カシテ久ニ貯フベク、榛・栗・胡桃・榧・柯子・銀杏ノ如キハ、貯フルニ労ナクシテ、能ク久キニ保ツベシ。又、梅ヲ塩醃シテ、白梅トナストキハ、数年ヲ経ルトイエドモ、其色味変ズルコトナシ。諸果皆糖蔵スベシトイヘドモ、其最良ナルハ枸櫞ヲ以テ第一トス 記述によれば、果物の利用法としてまず多くの品目は「生食」するとあり、この点が前出の『農業全書』とは異なっている。しかし、乾燥や糖蔵すなわち砂糖漬け¹⁴、ウメの塩蔵などは『農業全書』の記述と重なる部分が多いといえる。柑橘類は、その貯蔵性の高さが強調されている。また、乾燥すべきものとして列記されている果物の筆頭にナツメが挙げられ、逆にモモが含まれていない点も、それぞれの品目に対する当時の価値づけを示唆している可能性がある。

(3) 『明治七年府県物産表』にみる果物生産の全国的展開

『明治七年府県物産表』 15 は、明治新政府によって実施された全国(北海道と沖縄は除く)的な産物調査としては最も古いものであり、外来果樹の導入以前における在来果樹の生産状況について把握できる史料である。以下では同史料をもとに、明治前期に日本へ外来果樹が導入される以前の在来果樹の生産状況について検討する。同史料は農林水産物、鉱物、工業製品などの各産物について、府県ごとの生産量と生産額を記載している。このうち果物類は、「種子並菓実類附生乾」の項目内に記載されている。果物類の生産量の単位は、品目によって貫(重量)、石(容積)など不統一であるため、単位が円で統一されている生産額を指標に集計をおこなった。「種子並菓実類附生乾」の「種子」とは穀物以外の種実類のことであり、菜種や荏、胡麻、櫨実などのほか、綿子 16、茶子、芥子、麻子、罌粟穀、紫蘇実、蓮実、毒荏、椿子、桐子などであり、圧搾して油を採取する油料作物が多く含まれている。「菓実類附生乾」とあるのが果物類であり、「生乾」は生果に加えて干し柿などの乾燥加工品も含んでいることを意味している。図2は「種子並菓実類附生乾」うち果樹類にあたる果実類と堅果類の生産額を示したものである。同図における果実類と堅果類は、以下の8項目に分類した。

①ミカン (蜜柑)、②ミカン以外のカンキツ類 (九年母 (クネンボ)、橙 (ダイダイ)、柑子 (コウジ)、柚子 (ユズ)、仏手柑 (ブシュカン)、金柑 (キンカン)、柚柑 (ユコウ)、橘 (タチバナ)、香橙 (カボス)、枳殻 (カラタチ)など)、③カキ (柿:乾燥加工品を含む)、③ウメ (梅)、④ナシ (梨)、⑤モモ (桃)、⑥その他の果樹類 (アンズ (杏)、スモモ (李)、オウトウ (桜桃)、ハタンキョウ (巴旦杏)、ヤマモモ (揚梅)、マルメロ (榲桲)、カリン (花梨)、リンゴ (林檎)、ザクロ (石榴)、ブドウ (葡萄)、ビワ (枇杷)、イチジク (無花果)、ナツメ (棗)、キイチゴ (覆盆子)、グミ (茱萸)、クワ (桑実)、アケビ (木通)など、⑦クリ (栗)、⑧クリ以外の堅果類 (ギンナン (ギンナン)、ナラ (楢実)、トチ (栃子)、ハシバミ (榛子)、カシ (樫子)、シイ (椎子)、カヤ (榧子)、マツ (松実)

果実類・堅果類・種実類の生産額の全国合計を比較すると、種実類 360 万円に対し、果実類 106 万円、堅果類 10 万円ほどであり、種実類が全体の 4 分の 3 を占めていた。このことから、明治初頭の時点における果実類の生産額は、油料作物を中心とする種実類の 3 分の 1 程度に過ぎなかったことがわかる。そのような中でも、和歌山、奈良、山口、新潟など、果実類の生産額が他を圧している府県も確認できる。このうち和歌山、奈良、山口の各県は柑橘産地を擁している。また新潟県は 1874 (明治 7) 年当時、府県別人口が最大 (約 136 万人)であったことに加え、江戸時代から日本ナシ栽培が盛んであったことが関係しているものとみられる。これらの府県では、江戸時代から商業的な果樹産地が成立していたものとみられる。

次に果実類・堅果類の生産額構成をみると、ミカンおよびカンキツ類の栽培は、茨城県と新治県(現・茨城県南部と千葉県東部)および新潟県を北限として西南日本の諸県で生産額が大きい。とくに前出の和歌山県、奈良県、山口県に加え、足柄県(現・神奈川県西部および静岡県東部)などではミカンおよびカンキツ類の割

合が著しく高いことから、これらの県で比較的大規模なミカン産地が形成されていたことが示唆される。ミカンおよびカンキツ類の産地が西南日本に限られるのに対し、カキは普遍的に普及していた品目といえる。東京府ではナシ、大阪府や堺県ではモモ、秋田県や岡山県ではウメの割合がそれぞれ高く、とくに東京府や大阪府

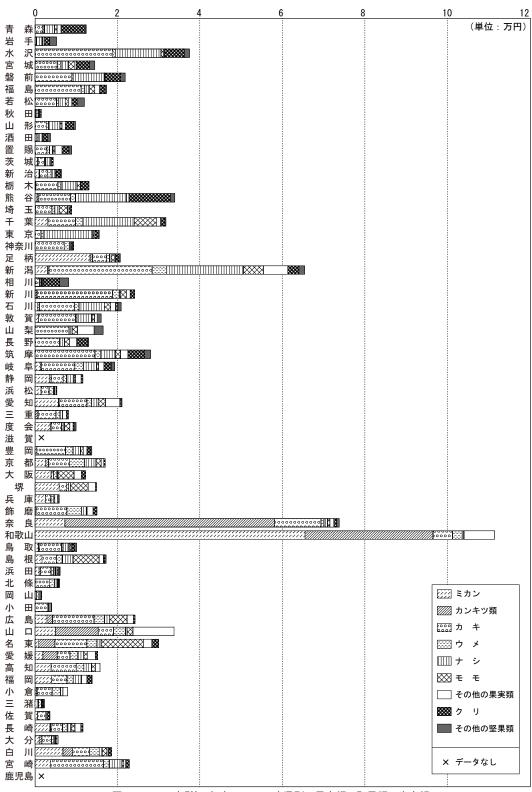


図2 1874 (明治7) 年における府県別の果実類・堅果類の生産額 (『明治七年府県物産表』により作成)

などの大都市周辺では近郊果樹産地の成立が示唆される。このほか堅果類の割合が高い地域は東北地方の諸県 や相川県(新潟県佐渡地方)など東北日本に集中している。

(4) 『共武政表』にみる在来果樹特産地の分布

『共武政表』は、陸軍が有事の際に徴発可能な物資等を把握する目的で調査された軍事用統計である。1872 ~ 75 (明治5~8) 年にかけて提出されたものが第一回『共武政表』として刊行されて以降、1878 (明治11) 年から1880 (明治13) 年にかけて第二回から第四回が逐年刊行された。同史料には、旧国別・郡別に戸数、人口、寺院、学校、水車、馬、車両、船舶の数と物産名などが記載されているだけでなく、「人口百人以上の輻輳地(集落)」については、旧村(大字)単位で同様の項目が設けられている。

図3は、『共武政表』(1879・1880年)の各郡の「産物」欄に記載された果物類を図化したものである。地域ごとの記載精度の違いを認めざるを得ないものの、東京周辺や京都周辺などで記載が非常に多いことから、江戸時代を通じて都市近郊果樹産地が成立したことを反映しているとみられる。一例を示せば、神奈川県橘樹郡や千葉県東葛飾郡の市川町(現・市川市)などのナシ産地、京都府丹波地方のクリ産地などである。また、大都市近郊以外では、大分県北海部郡下青江村のミカン、山梨県東山梨郡勝沼村のブドウなど、特産地の町村まで詳細に記載されている例もみられる。

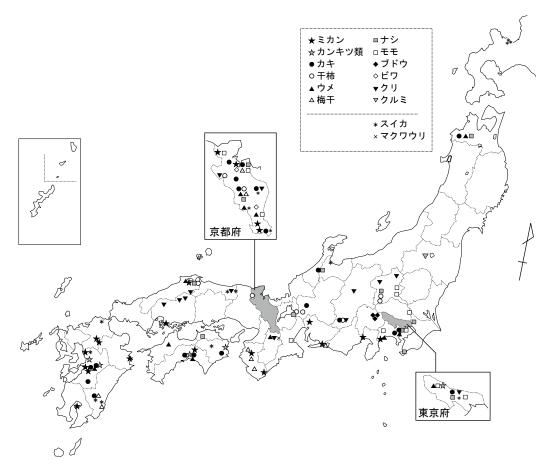


図3 『共武政表』の「産物」に記載された果物の分布 (『共武政表』により作成)

IV 明治以降における果物産地の形成と流通

(1) 明治前期における外来果樹の導入

明治政府は、1871(明治4)年に開拓使所管の東京青山官園を開設し、ルイス・ベーマーの指導の下、西洋 野菜の導入を開始した¹⁷。一方、1872 (明治 5) 年には高遠藩内藤家の下屋敷の跡地(現・新宿御苑)に内藤 新宿試験場を開設するとともに、1874 (明治7)年には、三田四国町(現・港区)の薩摩藩邸跡地を買い上げ、 内藤新宿勧業寮付属試験場を設置した。付属試験場は、1877 (明治10) 年8月に三田育種場と改称された。 1879 (明治12) 年に内藤新宿試験場が宮内省に移管されると、穀菜や果樹の普及に関する国の業務は三田育 種場に移された。三田育種場では、外来種だけでなく国内の優良品種についても収集し、種苗交換会などを通 じて普及を図った18。また同場では、導入した外来種の形態や特性、栽培法などの周知を図る目的で、1884(明 治17) 年には『舶来果樹要覧』¹⁹、1885 (明治18) 年には『舶来穀菜要覧』を刊行した。

表2は『舶来果樹要覧』に収録された外来果樹品目と品目ごとの品種数を示したものである。同史料は、果 実的野菜である「おらんだいちご」(イチゴ)が果樹に含まれていたり、「甜橙」(オレンジ)や「黎檬」(レモ ン)などの柑橘類が仁果類に含まれていたりする点が今日的な果物の分類とは若干異なるが、同史料中の分類 にしたがってまとめた。

次と「竹石削粉に日本、等八された竹木木倒加日 C 加性奴									
分類	名称		品種数	分類	名称		品種数		
漿 果 類	葡萄	ブドウ	100	核果類	櫻桃;みざくら	サクランボ	31		
	無花果	イチジク	4		桃	モモ	17		
	ラスポベリー	ラズベリー	1		油桃	ネクタリン	6		
	くろいちご	ブラックベリー	1		杏	アンズ	19		
	すぐり	グズベリー	2		李	プラム	8		
	ふさすぐり	カラント	2		阿利襪	オリーブ	1		
	おらんだいちご	イチゴ	7	乾果類	榛	ヘーゼルナッツ	2		
仁 果	苹果	リンゴ	108		胡桃	クルミ	1		
	梨	西洋ナシ	126		扁桃	アーモンド	1		
	榲桲	マルメロ	3		•				
	メドラー	_	1						
	甜橙	オレンジ	1						

1

2

表2 明治前期に日本へ導入された外来果樹品目と品種数

(『舶来果樹要覧』により作成)

黎檬・檸檬

シトロン

石榴

レモン

レモン

ザクロ

各品目の品種数をみると、西洋ナシ(梨)の126品種を筆頭に、リンゴ(苹果)108品種、ブドウ(葡萄) 100 品種、サクランボ(桜桃)31 品種、モモ(桃)17 品種などの品種が多い。このことから、これらの品目 がとくに重要視されていたとみられる。実際、Ⅱ章で検討したように、リンゴは明治後期から、他の品目も大 正期以降には在来果樹とともに日本における主要果樹品目となるものばかりである。

各品目に関する記述内容²¹は紙数の制約から割愛せざるをえないが、同史料の冒頭に記された「例言」をもとに、当時における西洋果樹の導入意図や日本と欧米諸国における果物に対する認識の違いなどを探ってみたい。

欧米諸邦の人は果実を賞美し、唯之を生食するのみならず、或は之を以て食品を製造し、又貯蔵して四時の飲饌に供し穀肉菜蔬と斉しく日常暫くも欠くべからざるものとす。故に彼の農家は必ず果樹を栽植し、其の培養繁殖より製造貯蓄の方法に至る迄、率ね之を研究して遺す所なく、殊に果実学を修むる者の如きは能く学理と実験に徴して其道を講明し、年々種子を播下して新種の繁殖を謀るに至れり(中略)本邦古来果実を賞美し之を栽培するもの甚だ多く、適地に於て各名産を出し固より其品類に乏しからず。殊に柑橘・柿実の如き往々其美を海外に誇るに足るべきものあり。然れども固より海外諸邦に産する品類多き本邦に類品あるも其品位遠く之に及ばさるもの、或は全く邦産なく特り他邦に産する美果も亦多し例えば、欧州産の葡萄は其の品位佳良にして生食と醸酒に適し、欧米州の苹果は形状偉大味美にして、きわめて久存に耐え、洋種の梨子は形状自ら異なり、甘美にして内種と趣味を異にし、清国欧米の桃子、味甘美にして内産に優るもの多く、又桜桃の果大にして食用に佳なる者あり。其他黎檬の酸液を搾るべき、阿利襪の良油を得べき等、枚挙に遑あらず。豈に之を伝えて邦内に繁殖せざるを得べけんや。是を以て養に農務局に於て育種場を置かれ、清国及び欧米諸邦より良種の果樹を伝え、大に之を繁殖して各地に頒布する事を謀られしが、今又其事業を本会に委托ありしを以て、更に本場を設け、愈々其繁殖に注意を加え、良種を撰んで之を各地に拡充せんを務めとす。

「例言」からは、欧米諸国において、果物は穀物や肉、野菜類と同等の位置づけ(地位)を得ていること、 栽培法や加工法について研究する「果実学」すなわち果樹園芸学、育種学、食品製造学などが発達しているこ と、その成果に基づき品種改良が進み、多くの優良品種が育成されていること、加工法や貯蔵法が発達し、「生 食」以外にも多様な利用法が存在していることなどが述べられている。そして、そのような欧米諸国を模範と して、日本でも西洋果樹の普及を積極的に推進しようとする意図を読み取ることができる。

このような明治政府の外来果樹導入政策によって、各地へ苗木を配布する形で進められたが、その地方の風土への適否、需要の有無などを調べて、適応した品目を奨励するという配慮に欠けていた²²。そのため、やがて政府に農業政策自体が米麦中心に移行し、果樹の試作は頓挫する場合が少なくなかったといわれている。

(2) 鉄道網の発達と果物産地の形成

明治前期の西洋果樹導入政策は、大部分は頓挫したものの、少数の民間人の中から先鞭をつけて栽培を始める者が現れた。江戸時代以来、商品流通が発達していたミカンについては、「紀州」つまり紀伊国(現・和歌山県)などの産地から船便でさかんに輸送されたが、明治時代の鉄道網の発達とともに、鉄道輸送による新興のミカン産地が形成されてきた。またこの時期には、ミカン以外の果樹やスイカなどについても同じく、鉄道輸送による産地形成が進んだ。ここでは、大正期から昭和戦前期にかけての鉄道による果物の移出量をもとに、果物産地の形成について検討する。

大正期の日本における鉄道輸送の普及状況について最も体系的な資料として、1916(大正 5)年に鉄道院が刊行した『本邦鉄道の社会及経済に及ぼせる影響』²³を挙げることができる。同書では、第 4 章「鉄道の農業及園芸業に及ぼせる影響」の第 6 節で「生果」を取り上げ、都市の遠隔地に鉄道を利用した輸送園芸産地が台

頭しつつあった当時の状況を、以下のように述べている。

[生産と消費対鉄道の輸送]

本邦に於て生産する生果の重なるものを蜜柑、林檎、桃、梨、柿、梅及葡萄等の数種とす。就中蜜柑は古来紀州を第一の産地とするも、近年静岡県及神奈川県地方に於て、大に之が栽培改良を奨励したる結果、著しく其産額を増し、殊に静岡県の如きは今や殆んど和歌山県の塁を摩せんとするの概あり(中略)然るに鉄道の開通は、此等急送を要する貨物の販路拡張上に一生面を開き、今や紀州蜜柑の如き国内各地は勿論、敦賀、釜山を経て露領亜細亜及朝鮮、満州に供給し、更に海路遠く米国に輸出せらる、に至れり。又静岡産蜜柑の甲府方面に消費せらる、ものは、従来富士川を遡り鰍澤より陸路甲府に入りたるものなりしが、中央線の全通に依りて著しく輸送日数及輸送費を減少し、同方面の需要を増加したるは勿論、内地各方面に輸送せらる、のみならず、紀州蜜柑と斉しく是亦海外輸出品として重要視せらる、に至れり。其他弘前附近の林檎、高松、岡山方面の洋桃等、孰れも内地各方面の需要に応ずるの外、盛に海外に輸出せらる、は、既に一般の知悉する所なり。就中洋桃の如き特に腐敗の速なるものにして、尚且遠く露国に輸出せらる、に至りたるが如きは、亦以て鉄道発達の賜と謂ふべきなり。

鉄道の開通によって、生鮮食品ではある果物を迅速かつ低コストで輸送できるようになったこと、その結果、「紀州蜜柑」や「弘前付近の林檎」のほか腐敗しやすい「高松、岡山方面の洋桃」までが販路を海外に求めることが可能となったことが述べられている。その上で、同史料では、和歌山のミカン、静岡のミカン、山口のナツミカン、青森のリンゴ、北海道のリンゴ、香川のモモ、岡山のモモ、会津のカキ、山梨のブドウの各産地について形成過程や現状、出荷量などについて記述している。

図4は、同書と『鉄道輸送主要貨物数量表 大正十三年中』²⁴、『昭和十一年 主要貨物統計年報』²⁵をもとに 1913(大正 2)年、1924(大正 13)年、1936(昭和 11)年における果物の駅別出荷量を示したものである。 1913年には、『本邦鉄道の社会及経済に及ぼせる影響』で指摘しているとおり、実際に紀州ミカン(名手・和歌山・粉河;カッコ内は駅名、以下同じ)、静岡ミカン(江尻・興津・焼津)、下関のナツミカン(下関)のほか、神奈川県のミカン(国府津・山北)、青森県の津軽リンゴ(川部・黒石・大鰐・弘前)、北海道の余市リンゴ、山梨県の甲州ブドウ(日下部・勝沼・石和)、岡山県のモモ(笠岡・岡山)など、各地に果樹産地が形成され、大都市市場などに向けて大量に出荷されていたことがわかる。

1924(大正13)年になると、上記の産地に加え、長野県の信州リンゴ、福島県のナシ(伊達・庭坂)、静岡県のナシ、鳥取県のナシ、富山県の黒部スイカなどのものとみられる出荷駅が確認できる。さらに1936(昭和11)年になると、広島県のミカンや、長崎県の茂木ビワ、千葉県の房州ビワなどのものとみられる出荷駅が確認できる。

1913年には、果物の移出量が300トン以上の駅の数は61に過ぎなかったが、1936年には果物の移出量が1,000トン以上の駅が130も確認できるようになる。このことは、1910年代から1930年代にかけて、鉄道による果物の輸送量が着実に増加していたことを示している。

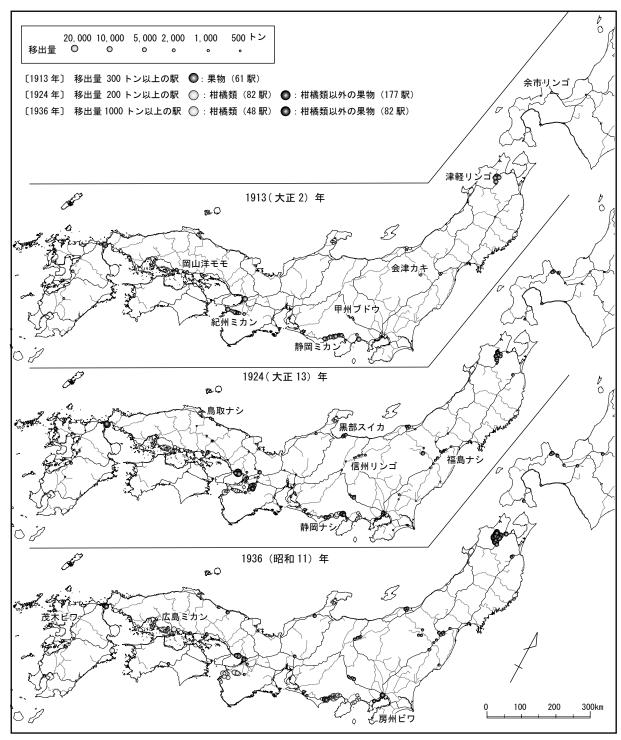


図4 果実の駅別発送量-1913 (大正2) 年、1924 (大正13) 年、1936 (昭和11) 年-(『本邦鉄道の社会及経済に及ぼせる影響 中巻』、『鉄道輸送主要貨物数量表 大正十三年中』、 『昭和十一年 主要貨物統計年報』により作成)

(3) 果物の大衆化の進展

第一次世界大戦後には、工業化の進展を背景に都市化と社会の大衆化が顕著になり、都市のサラリーマンや 労働者を担い手とする大衆文化が形成された。洋食の普及に象徴されるように、食生活の洋風化も進んだこと から、明治前期に欧米から導入された西洋野菜や西洋果樹の需要も次第に高まっていった²⁶。

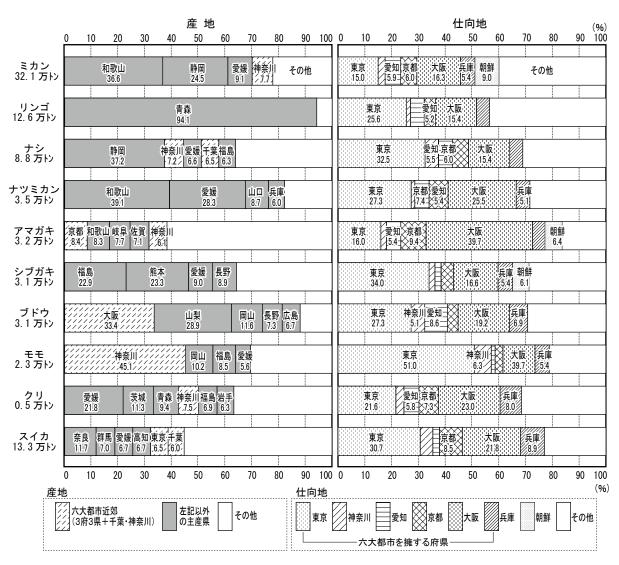


図5 果物の主要品目の産地と仕向地 - 1935 (昭和 10) 年度 - (『青果物ノ生産・販売統制ニ関スル調査』 により作成)

図5は、『青果物ノ生産・販売統制ニ関スル調査』 に記載された果樹類 9 品目およびスイカについて、1935 (昭和 10) 年度における移出入量とおもな産地・仕向地を示したものである。この当時、移出入量が最も多いのはミカン (32.1 万トン) であり、スイカ (13.3 万トン)、リンゴ (12.6 万トン)、ナシ (8.8 万トン) などがミカンに次いで多かった。各果物の移出量が多い府県としては、ミカンでは和歌山、静岡、愛媛、リンゴでは青森、ナシでは静岡、ブドウでは大阪、山梨、岡山、モモでは神奈川、岡山、福島などを挙げることができる。

果物の主要な産地には、六大都市(東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸の各市)の所在府県や京浜市場近郊地帯に位置づけられる埼玉県や千葉県も含まれるものの、遠隔の輸送園芸産地の占める割合が非常に高いことが読み取れる。一方、果物の仕向地をみると、いずれの品目においても六大都市を擁する3府3県への移入量が全体の5割を超えている。このことは、大都市における果物の需要の増大が、輸送園芸産地の成立を促したことを示していると考えられる。とりわけ、東京府への移入量はミカンとアマガキを除いて全府県中で最も大きく、モモの移入量全体の51%を占め、ナシやスイカやシブガキなども移入量全体の30%超を占めている。以下では都市市場における果物の入荷実態を示す具体的な事例として東京に焦点をあて、果物の流通の量的拡

大について検討する。

東京市商工課が1923 (大正12) 年に刊行した『青物市場調査資料』²⁸からは、1921 (大正10) 年当時東京市場における野菜類・果物類の集荷状況を知ることができる。同史料によれば、1921 年の東京市場における果物の入荷総額は約1,047万円であったが、そのうち東京府が105万円(10.0%)を占め、東京府に隣接する神奈川県が107万円(10.2%)、千葉県が70万円(6.7%)、埼玉県が62万円(5.9%)であった。つまり東京市近郊産の果物の入荷額は全体の約3分の1ほどであり、残りの3分の2は、和歌山県(198万円、18.9%)、大阪府(88万円、8.4%)、山梨県(87万円、8.3%)、青森県(85万円、8.1%)、静岡県(84万円、8.0%)などの遠隔産地であった。ちなみに同年の東京市場における野菜類の入荷総額は2,515万円であったが、そのうち東京府が50%を占め、隣接する埼玉県(26%)、千葉県(12%)、神奈川県(5%)をあわせると、入荷額全体の9割以上が近郊産地の野菜が占めていた。果物は野菜と比較して、早い段階から輸送園芸産地が発達していたといえる。

図6は、同史料をもとに、1921年の東京市場における果物類の産地別入荷量を示したものである。ただし図示した品目は、入荷量の単位が貫で表記されているものに限り、石で表記されているウメ、クリ、ギンナンなどは省略した。また1府3県については、史料の記載にしたがって、郡別に示した。

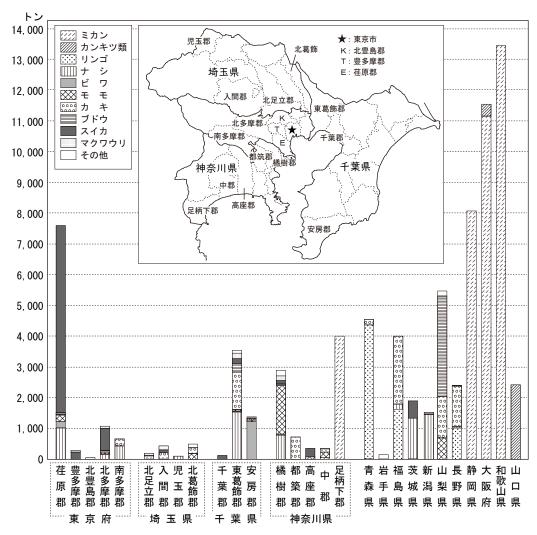


図 6 東京市場における果物の産地別入荷状況-1921 (大正10) 年-(『青物市場調査資料』により作成)

重量ベースで府県別の入荷割合をみると、総重量約8.1万トンのうち、東京府は9.800トン(12.1%)、1府3県の合計は2.5万トン(30.8%)であり、金額ベースでの府県別の入荷額割合とほぼ同水準であった。品目別では、ミカンが和歌山県、大阪府、静岡県および神奈川県足柄下郡などから3.7万トン(45.8%)入荷され他を圧している。2位以下は、スイカが東京府の荏原郡や北多摩郡、神奈川県高座郡、茨城県などから8.500トン(10.4%)、カキが福島県、山梨県、長野県、千葉県東葛飾郡などから7.500トン(9.2%)、ナシが新潟県、茨城県、東葛飾郡、神奈川県橘樹郡などから7.100トン(8.8%)、リンゴが青森県や長野県から7.100トン(8.8%)と続く。さらにブドウが山梨県などから3.700トン(4.6%)、モモが山梨県や橘樹郡から3.300トン(4.1%)、ナツミカンが山口県などから2.800トン(3.5%)、ビワが千葉県安房郡などから1.500トン(1.9%)入荷している。1921年の時点では、ミカンに加えスイカやカキ、ナシなど江戸時代以前から日本に存在した在来品目が上位を占め、リンゴやブドウ、モモなどの外来果樹の割合が小さかったことが指摘できる。

最後に、前出の『青果物ノ生産・販売統制ニ関スル調査』をもとに、1935年の東京府における果物類の産地別入荷状況(図7)を図6と比較してみよう。同史料に掲載された果物主要10品目の合計入荷量は、約15.6トンであり、これは1921年の総入荷量の約2倍にあたる。1935年における東京府からの入荷量は1.1万トン(6.8%)

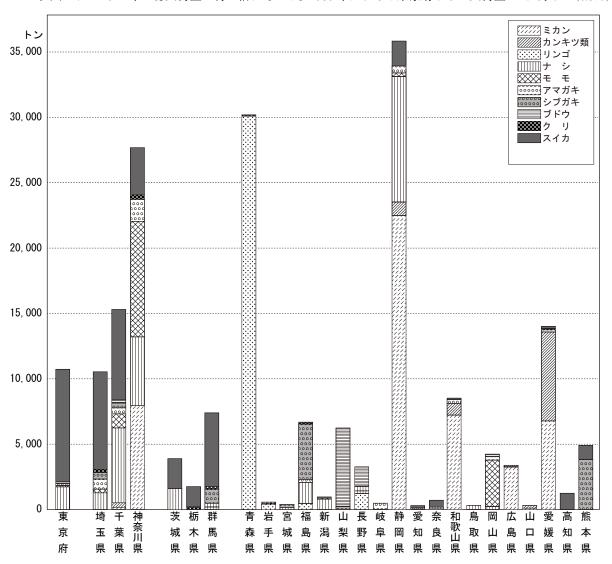


図7 東京市場における果物の産地別入荷状況-1935(昭和10)年度-(『青果物ノ生産・販売統制ニ関スル調査』により作成)

で、1921年から微増したに過ぎないものの、隣接 3 県からの入荷量は 5.3 万トン(34%)であり、1 府 3 県の割合は 40.8%で 1921年の値を上回っている。遠隔産地では、静岡県(3.6 万トン、22.8%)や青森県(2.9 万トン、19.2%)の増加が顕著であるほか、1921年にはみられなかった四国の愛媛県や高知県、九州の熊本県からの入荷が確認できる。

品目別では、首位がミカン $(4.8 \, \text{万} \, \text{トン} \, \text{、} \, 24.1\%)$ 、 $2 \, \text{位がスイカ} \, (1.5 \, \text{万} \, \text{トン} \, \text{、} \, 20.5\%)$ は変わらないものの、3 位にリンゴ $(3.2 \, \text{万} \, \text{トン} \, \text{、} \, 16.1\%)$ が浮上し、カキ $(1.6 \, \text{トン} \, \text{、} \, 7.9\%)$ は $5 \, \text{位へと下落した}$ 。 $1935 \, \text{年の入荷量を}$ $1921 \, \text{年と比較すると、いずれの品目も増加しているものの、その増加率はリンゴ } (4.5 \, \text{倍})$ 、モモ $(3.5 \, \text{倍})$ 、ナツ ミカン $(3.4 \, \text{倍})$ 、ブドウ $(2.3 \, \text{倍})$ 、ナシ $(2.0 \, \text{倍})$ 、スイカ $(1.7 \, \text{倍})$ 、カキ $(1.5 \, \text{倍})$ 、ミカン $(1.3 \, \text{倍})$ と品目によって一様ではない。ナツミカンを除けば、リンゴ、モモ、ブドウなど、明治前期に導入された西洋果樹の増加率が高いことから、東京では $1920 \, \text{年代から} \, 1930 \, \text{年代にかけて、}$ これらの品目の普及が進んだとみなすことができる。

V むすびにかえて

本稿では、日本における果物普及の史的展開を、江戸時代から明治時代に大きな変化の画期があるとみて分析を進めてきた。とくにこれまであまり注目されていなかった江戸時代および明治前期の史料について、できうる限り通時的かつ広域的に考察することに努めた。いわば日本国内をマクロな視点で総覧することにより、在来果樹中心の生産・消費から、在来果樹の代表格であるミカンだけでなく、同じく在来果樹のカキやナシ、そして外来果樹であるリンゴやブドウ、モモの輸送園芸産地が鉄道網の整備に伴い、林立し、大都市市場へ大量に供給されていく実態が明らかとなった。

その一方で、本稿の分析を通して、新たに生じた疑問や未解決の課題も浮き彫りになった。なかでも、江戸時代以前の日本における果物の伝統的な利用法が、明治以降にどう引き継がれ、あるいは引き継がれなかったのか、さらにはそのことが欧米から導入された外来果樹の普及とどのように関わっているのかについては、稿を改めて取り組むべき食文化史の課題といえる。今後は、大正期以降、輸送園芸産地からもたらされた果物が消費地でどのように受容されたのかを含め、考察を深めていく必要がある。

[本文注釈]

- 1 村上節太郎『柑橘栽培地域の研究』松山印刷、1966。
- 2 松村祝男『みかん栽培地域 その拡大の社会的意義 』古今書院、1980。
- 3 川久保篤志『戦後日本における柑橘産地の展開と再編』農林統計協会、2007。
- 4 安藤萬寿男『日本の果樹』古今書院、1963。
- 5 内山幸久『果樹生産地域の構成』大明堂、1996。
- 6 和仁皓明「解説」、芳賀登・石川寛子監修『全集日本の食文化 第四巻 魚・野菜・肉』雄山閣、1997、3-11 頁。
- 7 高橋まち子・池添博彦「万葉集の食物文化考 I 植物性の食について」帯広大谷短期大学紀要 27、1990、 43-57 頁。
- 8 星川清親『改訂増補栽培植物の起原と伝播』二宮書店、2013、232-233頁。
- 9 ウンシュウミカンは 400 年ほど前に中国から薩摩国(現・鹿児島県)に伝わった種から偶発発生した日本 発祥の果樹であり、英名は「Satsuma Mandarin」である。しかし中国・浙江省のミカンの特産地である「温州」にちなんで、ウンシュウミカンと呼ばれている。
- 10 前掲8) 222-223 頁。

- 11 農業発達史調査会『日本農業発達史 5』中央公論社、1978、187 頁。
- 12 宮崎安貞編(土屋喬雄校訂)『農業全書』岩波書店、1936。
- 13 小野職愨選(長谷川竹葉画)『博物図第2図』文部省、1873。
- 14 花木宏直「近代日本における野菜砂糖漬の地域的展開・試論」琉球大学教育学部紀要 93、2018、7-24 頁。
- 15 勧業寮『明治七年府県物産表』、藤原正人編『明治前期産業発達史資料 第1集』明治文献資料刊行会、 1875 (復刻 1959)。
- 16 ここで用いられる「子」は、多くの場合「種実」の意味で用いられている。
- 17 日本農業発達史調査会編『日本農業発達史3』日本農業発達史調査会、1978、208頁。
- 18 青葉高『野菜の日本史 青葉高著作選Ⅱ』八坂書房、2000、207頁。
- 19 竹中卓郎『舶来果樹要覧』大日本農会三田育種場、1884。
- 21 舶来国名・原産地名・所用 (=利用法)・品位・熟期・果形・果色・果味・樹性等などが記載されている。
- 22 前掲11) 187頁。
- 23 鉄道院『本邦鉄道の社会及経済に及ぼせる影響 中巻』鉄道院、1916、594頁。
- 24 鉄道省運輸局『大正十三年中 鉄道輸送主要貨物数量』鉄道省運輸局、1925。
- 25 鉄道省『昭和十一年 主要貨物統計年報』鉄道省、1937。
- 26 清水克志「近代日本における外来野菜普及の史的展開 キャベツ・ハクサイを中心に 」秀明大学紀要 16、2019、23-37 頁。
- 27 東京市商工課『青物市場調査資料』東京市商工課、1923。
- 28 帝国農会『青果物ノ生産・販売統制状況ニ関スル調査』帝国農会、1937。